

島根地方最低賃金審議会 第448回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年8月14日（金） 12：30～12：55
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席3名 定数5名
使用者代表委員 出席4名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 島根県最低賃金について

【会 長】 ただ今から島根地方最低賃金審議会第448回会議を開会します。

なお、本審議会については、第446回審議会で決定したとおり、採決を除き原則公開といたします。

最初に事務局から、本日の会議資料について説明して下さい。

【室 長】 本日の会議資料につきましては、会議次第が1枚と、島根県最低賃金専門部会会長からの島根県最低賃金の改正決定に関する報告書が4枚となります。

【会 長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【室 長】 続きまして、委員の出席状況等につきましてご報告します。

本日は、労働者代表委員の飯塚委員、鐘撞委員、使用者代表委員の渡邊委員が欠席となりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本審議会には現在、3名の方が傍聴されておりますので併せて報告いたします。

【会 長】 会議資料は配付されていますでしょうか。

それでは会議次第の2番目、島根県最低賃金の改正についてですが、今年度の改正審議につきましては、専門部会において7回にわたって会議を開催

し、委員の皆様には、島根県としてどのような最低賃金額としたら良いのか、本当に熱心なご議論を重ねていただきました。公益委員としても真摯に対応してまいりましたが、労使意見の一致をみることができなかったため、公益委員見解により、お手元に配付しています専門部会報告書がまとめられています。

つきましては、審議の概要及び専門部会報告書について、事務局から説明いたします。

【室 長】 7月28日に、中央最低賃金審議会から56円引き上げの目安答申を受けまして、島根地方最低賃金審議会専門部会を7月31日、8月3日、8月4日、8月6日、8月10日、8月13日そして本日8月14日と合計7回にわたり開催してまいりました。

当初、第1回部会における金額の提示では、労働者側から、主に労働者の生計費を考慮され117円引上げの提示がありました。

一方使用者側は、中小零細企業の支払能力を考慮して38円引上げの提示がございました。

その後、協議を重ねまして、本日、最終的には労働者側引上げ額61円、使用者側引上げ額54円の提示がありましたが、これ以上の歩み寄りが見られないことから、双方の意見を尊重しつつ、公益委員見解として報告書のとおり、引上げ額を59円とし、1時間1,092円となったものでございます。

以上が簡単ですが、概要と報告書内容でございます。

【会 長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、島根県最低賃金の改正について、これから採決をしたいと思います。傍聴人の方々のご退席願います。

(採決につき傍聴人退室)

(採決は議事要旨のみ公開)

(再開、傍聴人入室)

【会 長】 それでは、島根県最低賃金の改正決定に関する答申ですが、事務局から答申文の案を配付してください。

先ほどの採決の結果に基づく、付帯決議事項案を含めた答申文案について、各自ご確認ください。

何かご意見等はございますか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、付帯決議事項案を含めた答申文案について決議します。答申文案に異議はございませんか。

(「異議なし。」)

【会 長】 異議はないようですので、これで島根労働局長へ答申いたします。

(会長が局長に答申文手交)

【局 長】 本日は、島根県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただき、誠にありがとうございました。

付帯決議につきまして、島根労働局で対応できないところについては、厚生労働省本省に話を上げていきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、最低賃金法に定める三要素や、中央最低賃金審議会が示した目安を参考に、島根県の実情を踏まえた真摯なご審議をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

本日いただきました答申につきましては、今後、所要の手続きを進めてまいります。

また、発効日に向けましては、最低賃金の引上げや事業場内の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう、引き続き、業務改善助成金をはじめとする賃上げ支援助成金パッケージの周知・広報に努めてまいります。

本日は誠にありがとうございました。

【会 長】 次第の3その他ですが委員の皆様、何かございますか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 ただいま、答申をいただきましたので、島根地方最低賃金審議会の意見に関して、関係労使から文書で8月31日を期限として提出していただくよう、本日公示します。

異議申し出がなければ、10月10日が発効日となりますが、異議申し出があった場合には、異議申出本審を開催し、ご審議いただくこととなりますので、あらかじめ日程を調整しておく必要がございます。

最短で、9月1日火曜日の午前10時となりますが、委員の皆様方いかがでしょうか。

(「異議なし。」)

【室 長】 それでは、9月1日火曜日の午前10時開催ということでよろしく申し上げます。会場等詳細については、後日文書でお知らせしたいと思います。

【会 長】 それでは、次回、異議申し出があった場合には、9月1日火曜日午前10時から開催ということで、よろしく申し上げます。

本日の会議はこれで終了となります。真摯なご議論をありがとうございました。

島根地方最低賃金審議会におきましては、今後も公労使一体となって、島根県のために真摯な議論を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で閉会します。お疲れさまでした。